

令和7年度（2025年度）金沢大学法科大学院社会人特別選抜入試

【課題】

親はある時期から、悪さをした子どもを叱る際、こういうときは「ごめんなさい」と言うんだ、と教え始める。（中略）そうしたやりとりが何度か繰り返されると、子どもはやがて、「ごめんなさい」と言うことはできるようになる。けれども今度は、場を取り繕おうと「ごめんなさい、ごめんなさい……」と言いつづれたり、「もう「ごめんなさい」と言ったよ！」と逆ギレをし始めたりする。

「違う違う！ ただ「ごめんなさい」と言えばいいってもんじゃないんだよ」——そう言った後の説明が本当に難しい。実際、たんに「ごめんなさい」とか「すみません」といった言葉を発したり、あるいは頭を下げたりするだけでは駄目なのだとしたら、何をすれば謝ったことになるのだろうか。（中略）結局のところ、「謝る」とは何をすることなのだろうか。

上記は、古田徹也『謝罪論—謝るとは何をすることなのか』（柏書房・2023年、以下「本書」という。）から一部を原文のまま抜粋した、「謝罪」という行為をめぐる問題提起である。本書を読み、下記の2点について、合計で3000字～3600字のレポートにまとめなさい。

1 「謝罪」とは何かという問いに対して、本書は、結局のところ、「謝罪」をどのような行為として捉えているか。本書で用いられる「当事者性」、「コミュニケーションの起点」、「集合的責任（collective responsibility）」、「共感表明謝罪」、「家族的類似性（Familienähnlichkeit）」の5つの用語に言及しつつ、説明しなさい（50点）。

2 他者の名誉を毀損した者に対して、裁判所は、謝罪広告の掲載を命じることがある。自らすすんで謝罪する意思のない者に、裁判所が、「陳謝の意を表する」旨の謝罪広告の掲載を強制することの意義と限界について、1で述べたことと関連付けて、検討しなさい（50点）。なお、本問は法学的知識を問うものではない。